

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、さぬき市寒川土地改良区から平成20年2月26日土地改良事業（基盤整備促進事業加藤地区）の換地処分をした旨届出があった。

平成20年3月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀